

一 般 社 団 法 人
えんまん相続協会
定 款

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人えんまん相続協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、相続に関する正しい知識および情報の収集・整理・提供を通じて、司法書士・行政書士等の専門家による相続整理案の作成を支える体制を構築し、相続を原因とする混乱や紛争の予防に寄与することを目的とします。その目的を達成するため、相続に関する基礎的理解と情報整理能力を備えた「えんまん相続ナビゲーター」の育成、認定、研修事業、および関係専門家・団体との連携を行い、感情的対立を防ぐ相続検討の普及を図ります。

当法人は、上記の目的を資するため、次の事業を行う。

1. 相続に関する情報の収集、調査、研究および提供
2. 相続整理案作成に資するための事実関係および希望内容の整理支援
3. えんまん相続ナビゲーターの育成、認定および研修事業
4. 相続・家族信託・生前対策等に関する普及啓発活動
5. 司法書士、行政書士その他の専門家との連携および支援体制の構築
6. セミナー、講演会、勉強会等の企画および運営
7. 書籍、資料、教材等の企画、制作および販売
8. インターネットその他の媒体を利用した情報提供事業
9. 関係団体および関連事業者との連携事業
10. AIその他の情報処理技術を活用した情報の整理、分析および提供に関する事業 ・相続に関するコンサルティング業務 ・業務委託、紹

介およびマッチングに関する事業・システム、ソフトウェアおよびプラットフォームの企画、開発、提供および運営

11. 前各号に附帯関連する一切の事業及び業務

- 2 当法人は、前項の事業の実施にあたり、法律、税務、登記その他の専門的判断を行うものではなく、司法書士、行政書士その他の専門家による業務を補助するための情報整理支援を行うものとする。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人のウェブサイトに掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同して入社したものを社員とする。

- 2 当法人の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

- 3 当法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 退社したとき。

- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(会員)

第9条 当法人の会員については、別途会員規約で定める。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は2週間前までに、社員に対して発する。
- 3 前項の招集通知は、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。
- 4 代表理事は、総社員の議決権の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき

は、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(細則)

第16条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、理事を1名以上置く。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第19条 理事は、社員総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選によってこれを定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代表理事)

第21条 代表理事のみが当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、当法人の常務を処理し、代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ定めた順序に従い、理事がその職務を行う。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 基 金

(基金)

第24条 当法人は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還)

第25条 当法人は、基金の拠出者に対して、当法人と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

(基金の返還方法)

第26条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

- 2 当法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

- 3 前項の規定に違反して当法人が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、当法人に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

- 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注

意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、当法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当法人に対して返還することを請求することができる。

(利息)

第27条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第28条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(決算の手続き)

第31条 当法人の決算については、毎事業年度終了後2カ月以内に、代表理事が事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、定時社員総会に提出し、その内容を報告し、その承認

を受けなければならない。

- 2 当法人は、事業報告書等、当法人の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更

(定款変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議を経なければ変更することができない。

第 8 章 解 散

(残余財産の処分)

第34条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人又は当法人と類似の目的を有する団体に贈与する。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 当法人の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第30条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員)

第36条 当法人設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 上坂 洋文

設立時理事 上木 拓郎

東京都江東区有明一丁目4番11-425号

設立時代表理事 上坂 洋文

(設立時社員)

第37条 当法人設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都江東区有明一丁目4番11-425号

設立時社員 上坂 洋文

大阪市北区西天満四丁目11番5-602号

設立時社員 上木 拓郎

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人えんまん相続協会設立のため、設立時社員上坂洋文、上木拓郎の定款作成代理人であるアンド・ワン司法書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和8年3月1日

東京都江東区有明一丁目4番11-425号

設立時社員 上坂 洋文

大阪市北区西天満四丁目11番5-602号

設立時社員 上木 拓郎

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区銀座一丁目20番14号

KDX銀座一丁目ビル1階

アンド・ワン司法書士法人

社員 上木 拓郎